

日本線虫学会細則

[会費]

第1条 本学会会員の年会費は以下のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は4,000円とする。
- (2) 学生会員の会費は2,000円とする。
- (3) 賛助会員の会費は10,000円とする。

[会務の分担]

第2条 幹事の業務を分担するため、庶務幹事、会計幹事及び広報幹事を置く。

第3条 庶務幹事は以下の会務を分担する。

- (1) 会員名簿の整理
- (2) 会員の入退会
- (3) 集会に関する事項
- (4) 議案・報告に関する事項
- (5) 会誌その他出版物の配布
- (6) 事業その他の企画に関する事項
- (7) 記録の整理・保管
- (8) 文書の発送・受領
- (9) 外部との折衝
- (10) 図書・雑誌の整理・保管
- (11) その他庶務に関する事項

第4条 会計幹事は以下の会務を分担する。

- (1) 会費の徴収
- (2) 現金の出納・保管
- (3) 物品の購入・売却
- (4) 会計帳簿・書類等の整備
- (5) 予算・決算に関する事項
- (6) 図書・雑誌を除く物品の保管
- (7) その他会計に関する事項

第5条 広報幹事は以下の会務を分担する。

- (1) 学会ウェブサイトの運営
- (2) その他広報に関する事項

[編集委員会]

第6条 編集委員会は日本線虫学会誌その他の出版物の企画、編集及び刊行を行う。

- 2 編集委員会は編集委員長と編集委員をもって構成する。
- 3 編集委員長は1名ないし2名とし、会長が委嘱する。任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 編集委員は20名以内とし、編集委員長が委嘱する。任期は2年とし、再任は妨げない。

[会誌]

第7条 日本線虫学会誌には、線虫に関する報文、本会記事、その他編集委員会が適当と認めた事項を掲載し、毎年1回発行する。

第8条 会誌その他出版物は、評議員会の議を経て、寄贈、交換またはその他の処置をすることができる。

[大会運営委員会]

第9条 大会運営委員会は大会の企画及び運営を行い、担当大会の収支予算及び収支決算を会長に報告する。

- 2 大会運営委員会は大会運営委員長と大会運営委員をもって構成する。
- 3 大会運営委員長は1名とし、会長が委嘱する。任期は担当大会の収支決算報告までとし、連続して任期を務めることはできない。
- 4 大会運営委員は、大会運営委員長が委嘱する。任期は担当大会の収支決算報告までとし、再任は妨げない。

[細則の改廃]

第10条 本細則の改廃は、評議員会の承認と総会における出席会員の過半数の賛成を必要とする。

付則

本細則は、2000年1月1日より施行する。

2021年11月5日一部改正

2023年9月7日一部改正

付則

本細則は、2024年9月12日より施行する。